

種まき 通信No.66

いつも市民派 ずっと無党派
小林じゅん子 議会だより

事務所 〒399-8301長野県安曇野市穂高有明2104-10
Tel. 0263-83-4387 (090-4546-3496) Fax. 0263-83-4938
http://junko.voicejapan.net/ メールはjunko@childnet.ne.jp



発行日：2019年1月16日
発行者：小林純子

◆安曇野市議会12月定例会小林じゅん子の一般質問◆

Q1. 安曇野市のゼロ予算事業の展開と課題について

～ゼロ予算事業であっても質的に良い仕事を～

Q2. 「命綱」の医療制度、もっと周知を

Q1 「ゼロ予算事業」は田中県政下の長野県が03年度から初めて導入したもの。今では全国の自治体に「ゼロ予算事業」は浸透している。田中元知事は「人件費こそ最大の事業費です！職員自ら汗をかき、智恵を出して進めていくゼロ予算事業。予算がなければ事業ができないという固定観念を捨て、職員一人ひとりが、県民が真に求めるサービスのために意欲をもって尽力すること。」と奨励した。当然ながら、ゼロ予算だから何でもいわけはなく、予算事業と同等の結果が求められる。質的に良い仕事をやる、これに尽きるが、安曇野市の取り組みはどうか。

【小林質問】 人件費こそ最大の事業費、職員みずから知恵を出して進めていくゼロ予算事業について、現状と今後の展開について伺う。

【市長】 市職員と民間との共同事業として、オリジナル婚姻届や暮らしのガイドブック等の冊子作成、市内避難所のポータルサイト掲載、スポーツ義足体験授業の実施等がある。市独自の事業として、職員が直営で行う事業も様々あるが、正確に把握できていない。

【小林質問】 ゼロ予算事業は予算書に載らず、何をやっているのか見えにくい。事業評価の対象にしないと問題も起こりうる。安易に流れない取り組みが必要ではないか。

▼国民健康保険のパンフレットは様々あるが、無料低額診療や国保44条の説明はほとんどない。



【政策部長】 予算書と連動する実施計画や部局の経営方針の中に、ゼロ予算事業を位置付けることを検討する。市の各種計画を一覧できるホームページで、ゼロ予算事業も紹介する。

Q2 無料低額診療事業とは、低所得者などに医療機関が無料、または低額な料金によって診療を行う事業で、社会福祉法に定められた制度。低所得者、要保護者、ホームレス、DV被害者、無保険者などの生活困難、生活困窮にある人たちがその対象。困っている人ならば、外国人であっても適用される。

しかし、現在安曇野市内にこの無料低額診療を行う医療機関はないことから、安曇野市として国民健康保険法第44条の「一部負担金免除制度」（医療機関の窓口で支払う1割～3割負担を免除する制度）の運用を検討する必要がある。国保は社会保障です。経済的に困難な人に対する救済制度であるこの国保法第44条を、「命綱」の医療制度として使えるものにしていくこと、自治体の務めだと思います。

～お金が無いから、病院に行くことを諦めている人はいませんか～

無料低額診療と国保法第44条

無料低額診療事業については、松本圏域では塩尻協立病院、松本協立病院の2カ所があるが、安曇野市内には残念ながらない。無料低額診療をするかしないかは、あくまでも医療機関の自主性に任されており、今のところ安曇野日赤病院には期待できない。

それでは、次の救済策として医者にかかったときの一部負担金免除制度はどうか。市内でこれを利用した人は、過去5年間ではなんとゼロ。合併後、リーマンショックを経て生活保護世帯が急増した経過があり、経済格差が拡大する中で、生活保護に至らないまでも、ぎりぎりの生活だという人は増えているはずなのに、なぜ利用がなかったのか？

やはり基準が厳しいのではないかと。とりわけ、保険料の滞納がないことというのはハードルが高い。経済的に困ってい

議員活動報告会の新企画

♪ 安曇野まちづくりトーク ♪

1月27日（日）午後2～4時

場所：豊科交流学習センター

（「きぼう」2階 TEL71-4033）

*議員活動報告だけでなく、「安曇野まちづくりトーク」と題し、市民のみなさんと意見交換する時間を拡大しました。
*議員側の参加は、増田望三郎議員と小林じゅん子です。

【小林質問】 市内には無料低額診療を行う病院がないので、国民健康保険法第44条の「一部負担金免除制度」の運用を進めるべきでは。

【福祉部長】 生活保護などの既存の福祉制度の中で対応していくので、困ったときには先ず相談を。

【小林質問】 相談するにも、この減免制度は知られていない。必要とする人に届くように、広報や要件緩和の検討が必要ではないか。

【保健医療部長】 制度を周知するため市のホームページ等に、現状より具体的で分かりやすい内容を掲載していく。

【市長】 減免の適用基準の緩和については検討していく。

る場合、保険料を納めなくてはいけないと思っても、やはり目の前の病気の治療のほうにお金が必要になるわけで、滞納があればダメという基準は緩和すべきではないだろうか。

この「一部負担金免除」については、市町村が独自にルールを決めてよいことになっているので、保険料の滞納がないという条件を設けていない自治体は、実はたくさんある。この一部負担金減免を行った場合、国は2分の1を特別調整交付金で補填することになっているので、市には適用基準の緩和を強く求めた。

そして、何より問題なのは、この制度がほとんど知られていない・知らされていないということ。いくらこういう制度があったとしても、知らなければ使えないということ、それはもう制度がないのと同じ。行政は周知に努めてほしい。

種まき通信No.66

「種まき通信」の郵送を希望される方は電話・メール等でお申し込み下さい。
◆「種まき通信」は年4回発行しています。そのうちの1回は新聞折込にてお届けしています。毎号の郵送をご希望の方は電話・メール等でお申し出ください。

この数字は？

9億6,000万円

エアコン導入のための補正予算 市内の小中学校全17校他

11月12日、今年としては初めての臨時議会がありました。議案は2件。1件はエアコン導入に関する補正予算で、市内の小中学校全17校の普通教室や市立の認定こども園と幼稚園の遊戯室へ優先的に導入することが決まりました。

関連する設計、工事費など9億6,000万円を計上。財源は国の臨時特例交付金のほかに、ふるさと納税の寄付金から8億円余を充てることで、国の交付金を待たずに早くに事業着手できます。

長野県の小中学校のエアコン設置率は数パーセント、ということは国の補助により一気にエアコン設置工事が集中すると思われるので、ふるさと寄付の財源により少しでも早く進められるのは有難いことです。こちらは全会一致で可決。

7,959㎡を4,138万円で購入

もう1件は、新総合体育館建設のための用地取得に関する議案。この前の9月議会では、地権者のうち一人の方との用地交渉がまとまっておらず先送りになっていたのですが、やっと契約の運びとなり議案として挙がってきたものです。私は以下のような理由で反対しましたが、採決の結果は賛成多数で可決されました。

《小林じゅん子の反対討論》新総合体育館の建設は、合併特例債の発行期限のH32年度末までに事業を完了させなければならなかったはず。6月に用地取得を完了し実施設計と施工の発注をする予定だったものが、約5ヶ月遅れたことから、事業完了はH33年10月にずれ込む見通しとなった。

オリンピックや熊本地震の復興事業による全国的な建設需要の増大等の影響を考慮し、特例債の利用期限がH37年度まで再度5年間延長するという法改正がなければ、今頃どうなっていたか。いい時に5年間延長になった！と喜んでいる場合ではない。こんな危うい見通しの建設計画だったということがハッキリしたのだから、反対せざるをえない。

◆追加議案・穂高プール廃止に向け条例改正◆ ～穂高プールの継続を希望する陳情は採択されたのに～

9月議会から継続審査になっていた「穂高プールの継続を希望する陳情」は、12月17日の福祉教育委員会で全員賛成で採択されました。10月から11月にかけて、福祉教育委員会では協議会を3回行い、陳情者の方々にも参加を求め意見交換するなど、議論を深めた結果と言えるでしょう。

宮澤市長も12日の一般質問で宮下議員の質問に答えて、3年間の営業延長した後に廃止するとの考えを示しました。「穂高プールを守る会」の方々が集めた1万筆を超える署名に、市長も行政も動かされたといっているでしょう。これで、ひとまず今後の3年間のなかで、市民プールのあり方や穂高プールの代替案を含めた議論ができる、公共施設の再配置について本気で取り組むのか試金石とすることができると思っていますが、さにあらず。とんでもない展開となりました。

議会最終日の前日20日に、追加議案として「安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例」が提出されたのです。一見して何の条例かわからないと思いますが、安曇野市の体育施設から穂高プールを除外し、3年後の9月30日をもって廃止するというもの。

今後3年間はプールの営業を続けると市長は明言していたのに、穂高プールの代替案や市民プールのあり方について検討する必要はまったくないと、つっぱねたも同然。3年後の廃止を今のうちに決めてしまうとはどういうことなのか。そ

れに、議会最終日で十分な審議をする時間もないときに出してくるとは、議会軽視、市民軽視の最たるものではないでしょうか。

思い起こせば7年前、安曇野市役所の設計図も出来ていない段階で、新しい市役所の位置を決める条例改正をした暴挙を思い出しました（通常、新市役所が着工するか竣工するかの時期にすることです）。新庁舎建設に反対する声や住民投票を望む声があるなか、「なんとわれようと、もう市役所はココですからね！」とダメ押しするような、有無を言わさぬ条例改正でした。今回も、プール存続を願う多くの市民の動きに「3年後は何がなんでも廃止ですからね！」と廃止条例を突きつけるようなやり方で、市民との信頼関係を崩してしまうことについては、本当に残念な思いでいます。

安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例は、反対討論・小林じゅん子を含む6名、賛成討論6名が行ったあと採決となり、賛成13、反対7で可決となりました。

多くの議員がそれぞれの視点から意見を述べましたが、私は、これから3年間、公の施設としてプールの利用を続けることになっているのに、3年後の廃止を今決めておかなければならない理由がない。法的にもその必要がない。ということ強調して、穂高プールを廃止するための「安曇野市体育施設条例の一部を改正する条例」に反対しました。

◆ その他の議案～小林じゅん子の判断は ◆

- * 主要農作物種子法の復活等をもとめる陳情
市議会は不採択/小林じゅん子は採択に賛成
- * 精神障がい者の福祉医療給付費制度の対象範囲の見直しについての陳情
市議会は採択/小林じゅん子も採択に賛成
- * 後期高齢者の医療費窓口負担の見直しにあたり原則1割負担の継続を求める意見書採択についての陳情
市議会は不採択/小林じゅん子は採択に賛成



小林じゅん子
無党派